

税 務 だより



税に関する手続きのお知らせ

家屋を取り壊したら

登記あり家屋

法務局（春日井市）で滅失登記をしてください。

登記なし家屋

役場税務課で取り壊し届を提出してください。

原動機付自転車および小型特殊自動車

廃車・譲渡したら

ナンバープレート・標識交付証明書を持参し、役場税務課で手続きをしてください。

購入したら

販売証明書または譲渡証明書を持参し、15日以内に役場税務課で手続きをしてください。

※住所など申告事項に変更があった場合も手続きをしてください。

原動機付自転車および小型特殊自動車以外の手続き場所

三輪および四輪以上の軽自動車

軽自動車検査協会愛知主管事務所
小牧支所

普通自動車・小型自動車・126cc以上の二輪車

中部運輸局愛知運輸支局 小牧自動車検査登録事務所

家屋調査にご協力を

令和5年1月2日以降に完成（新築・増築）した家屋については、令和6年度から固定資産税の課税対象となるため、対象の方に家屋調査の依頼文書を順次発送しています。

これは、建物（居宅・車庫・物置等）の構造や使用されている資材を調査して、固定資産税を算出するためのもので、事前に調査日時を調整し、当日は職員が訪問しておこないます。

調査は、家の中に入らせていただき、建築確認や建築図面などをもとに各部屋の資材を確認させていただきます。ご協力をお願いします。

問合せ先 税務課

☎95-1113



森林環境税の課税開始

森林環境税は、国内に住所のある個人に対して課税される国税で、令和6年度から個人住民税均等割に併せて、一人年額1000円を負担いただくものです。

次の基準に該当する方は、森林環境税が非課税となります。

①生活保護法による生活扶助を受けている方

②障害者、未成年者、寡婦またはひとり親で前年の合計所得金額が135万円以下の方

③前年の合計所得金額が次の金額以下の方

▽扶養家族のない人

38万円以下

▽扶養家族のいる人

28万円×（本人＋扶養親族〔同一生計配偶者含む〕）＋10万円＋16万円

大口俳句会

発心は人の教あり秋遍路

安藤 克典

飲み水は命の泉炎天下

玉置 修

鈴虫を合間に入れて読む絵本

宮下 裕子

この暑さいつ終るのか水を飲む

渡辺すみ子

感想のよく出る子らや鱗雲

安藤 亮子

芙蓉句会

焼茄子黒より出ずる翡翠色

平本のり子

なだらかな山の頂上月上る

水野 邦子

良夜かな餃子を包む手わ止めず

大野 正子

鶯草や二羽が寄り添ふ雨の中

大森恵美子

手の甲の血管凸凹秋の蝉

土川 照恵

大口川柳クラブ

にわか雨逃げ場に迷う遊園地

日比野文子

待ちわびた秋の夜風と虫の声

天野 信和

童心に帰り楽しむエンピツ画

高橋あや子

老いの愚痴若い耳には邪魔にされ

安藤 久子

腕白の知らずに噛んだ青い柿

数川 謙二